

平成22年7月から除外率が引き下げられます。

現在、除外率は以下の表の「改正前」のとおり定められていますが、平成22年7月から、各除外率設定業種ごとにそれぞれ10%ポイント引き下げられ、表の「改正後」のとおりとなります。

⇒ **現在、除外率が適用されている事業所のある事業主の方はご注意ください。**

※ 除外率は、一律に法定雇用率を適用することになじまない性質の職務について、事業主負担を調整する観点から、特定の業種について雇用義務の軽減を図る制度ですが、平成14年の法改正により、段階的に廃止・縮小することとされています。

除外率設定業種	除外率	
	改正前	改正後
・有機化学工業製品製造業 ・石油製品・石炭製品製造業 ・輸送用機械器具製造業(船舶製造・修理業及び船用機関製造業を除く。)	5%	0%
・その他の運輸に附帯するサービス業(通関業、海運仲立業を除く。) ・電気業 ・郵便局	10%	0%
・非鉄金属製造業(非鉄金属第一次製錬・精製業を除く。) ・倉庫業 ・船舶製造・修理業、船用機関製造業 ・航空運輸業 ・国内電気通信業(電気通信回線設備を設置して行うものに限る。)	15%	5%
・窯業原料用鉱物鉱業(耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る。) ・その他の鉱業 ・採石業、砂・砂利・玉石採取業 ・水運業	20%	10%
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く。)	25%	15%
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業(信書便事業を含む。)	30%	20%
・港湾運送業	35%	25%
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関	40%	30%
・林業(狩猟業を除く。)	45%	35%
・金属鉱業 ・児童福祉事業	50%	40%
・特別支援学校(専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。)	55%	45%
・石炭・亜炭鉱業	60%	50%
・道路旅客運送業 ・小学校	65%	55%
・幼稚園	70%	60%
・船員等による船舶運航等の事業	90%	80%

※ **新たに障害者の方の雇い入れをご検討の事業主は、裏面の助成金のご活用もご検討ください。**

特定求職者雇用開発助成金の拡充

障害者をハローワーク等の紹介により継続して雇用する労働者（一般被保険者）として雇い入れる**中小企業**の事業主に対する助成金を拡充しました。

助成金は雇い入れ後6か月ごとに支給され、対象期間、支給される助成金の総額は以下のとおりです。

対象労働者	対象期間	支給額(総額)
身体・知的障害者	1年6か月	50万円(中小企業135万円)
身体・知的障害者(重度又は45歳以上)、精神障害者	2年	100万円(中小企業240万円)
短時間労働者の身体・知的・精神障害者	1年6か月	30万円(中小企業90万円)

障害者雇用ファースト・ステップ奨励金の創設

障害者雇用の経験のない中小企業(障害者の雇用義務制度の対象となる56人～300人規模の中小企業)において、ハローワークの紹介により**身体・知的・精神障害者**を初めて継続して雇用する労働者（一般被保険者）として雇い入れる事業主に対する奨励金を創設しました。(※雇用失業情勢が改善するまでの時限措置)
支給額は、1人目の障害者を雇用することに対し、**100万円**です。

特例子会社等設立促進助成金の創設

平成21年2月6日以降に設立する**特例子会社**又は**重度障害者多数雇用事業所**であって、**身体・知的・精神障害者**を**10人以上雇用**するものを設立した事業主に対する助成金を創設しました。(※雇用失業情勢が改善するまでの時限措置)
支給額は以下のとおり、支給期間は3年間です。

雇用障害者数		10人～14人	15人～19人	20人～24人	25人以上
支給金額	初年度	2,000万円	3,000万円	4,000万円	5,000万円
	2・3年目	1,000万円	1,500万円	2,000万円	2,500万円

この他、助成金、奨励金の支給には一定の要件がありますので、詳しくは都道府県労働局又は最寄りのハローワークにご相談ください。